

長官官房各装備官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
各支所長

殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁の職員に訓令感染症の患者が発生した場合において必要な一時的措置について（通達）

標記について、感染症訓令第2条第2号に規定する部隊等に所属する隊員以外の職員に訓令感染症の患者が発生した場合において必要となる一時的措置について（防衛第3204号。16.3.30）（以下「感染症通達」という。）に基づき、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 訓令感染症の報告

- (1) 防衛装備庁の職員は、「自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）」（以下「感染症訓令」という。）第2条第1号に規定する訓令感染症（感染症法第12条第1項第2号に規定する感染症を除く。以下同じ。）であると診断された場合は、直ちに別表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる報告者にその旨を報告するものとする。
- (2) (1)において報告を受けた者は、直ちに感染症通達に規定する別紙様式第1又は

別紙様式第2により、防衛装備庁長官に報告するものとする。

(3) 報告者は、訓令感染症の発生状況及びまん延を防止するために行った措置については、適正にこれを記録し、速やかに防衛装備庁長官に報告するものとする。

2 訓令感染症に関する年度報告

報告者は、感染症通達に規定する別紙様式第3により、感染症発生報告書を年度ごとに取りまとめ、翌年度の5月末までに、防衛装備庁長官に報告するものとする。

区 分	報 告 者
防衛装備庁長官官房のうち総務官、会計官、人事官及び監察監査・評価官に所属する職員	長官官房審議官
防衛装備庁長官官房のうち各装備開発官及び艦船設計官に所属する職員	長官官房各装備官
防衛装備庁内部部局のうち各部に所属する職員	内部部局各部長
各研究所（各所を除く。）に所属する職員	各研究所長
先進技術推進センターに所属する職員	先進技術推進センター所長
各試験場に所属する職員	各試験場長
各支所に所属する職員	各支所長

※ なお、防衛技監については、防衛装備庁長官に直接報告するものとする。